

第9期 第9回 京田辺市ごみ減量化推進審議会 会議録	
日時	平成26年9月26日(金) 10:00 ~ 12:00
場所	環境衛生センター甘南備園リサイクルプラザ会議室
出席者	<p>委員</p> <p>1号委員：米澤 修司 委員、河田 美穂 委員</p> <p>2号委員：寺島 泰 委員、米田 泰子 委員</p> <p>3号委員：西口 兵治 委員、堀口 孝 委員、小川 貞子 委員</p> <p>4号委員：(欠席) 宮本 秀樹 委員、(欠席) 多田羅 純平 委員、 (欠席) 目片 一清 委員</p> <p>5号委員：衣川 伸子 委員、高井 明美 委員、中川 裕子 委員、 中山 節子 委員</p>
事務局	経済環境部
案件名	<p>1. ごみ処理施設整備基本構想(案)</p> <p>2. 答申の手交式</p>
資料	<p>資料 審議会委員名簿</p> <p>京田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び施行規則の抜粋</p> <p>ごみ処理施設整備基本構想について(答申)(案)</p> <p>ごみ処理施設整備基本構想(案)</p> <p>ごみ処理施設整備基本構想【添付資料】(案)</p> <p>ごみ減量化推進審議会のスケジュール(案)</p>
概要	<p>案件1 ごみ処理施設整備基本構想(案)</p> <p>平成25年12月から審議してきた「ごみ処理施設整備基本構想」について、取りまとめを行った。</p> <p>案件2 答申の手交式</p> <p>会長から石井市長に対して、答申が手交された。</p>
<p>【開 会】</p> <p>事務局：只今から、第9期第9回京田辺市ごみ減量化推進審議会を開催させていただきます。</p> <p>事務局：(資料の確認)(新任委員の紹介)</p> <p>事務局：審議会では、平成25年12月20日より本日を含めて9回にわたり審議を重ねてきましたが、審議結果を「ごみ処理施設整備基本構想(案)」として取りまとめていただきました。前回の会議において、ご審議いただいた「ごみ処理施設整備基本構想(素案)」に</p>	

ついて、委員の方よりご意見がありましたので事務局と会長との協議の上、文言等を中心に内容の一部を変更させていただきました。

また、本審議会での会議を公開で進めることで傍聴の受付をしましたところ、本日は1名の傍聴希望者がいらっしゃいましたので、ご報告致します。

【案件. 1 ごみ処理施設整備基本構想について】

副会長A：財源計画のところ、今年4月に交付金の出し方が変わったと資料に書いてあった部分ですが、これには入っていないのですか。

事務局：58ページにあります。『平成25年度まで実施されていた循環型社会形成推進交付金制度における交付金メニューの「エネルギー回収推進施設」について、平成26年度から「エネルギー回収型廃棄物処理施設」との統合に伴い、ごみ焼却施設の交付要件が見直されました。』と記載があります。

会長：以前から、私の中で気にかかっていることがあります。枚方市と一緒にやるということになれば、計画の摺り合わせというか、枚方市のごみ排出を受けた計画になる訳です。それについて、我々は殆ど具体的な数値等を踏まえずに審議をしてきました。どの段階から枚方市を含めた計画について適正である、合理的であるという評価が出来るのか。

それに加えて、よく迷惑施設という話が出ています。廃棄物処理施設である“下水処理施設”や“し尿処理施設”なども含めて、「どうぞ来てください」「設置して下さい」といった話は皆無です。迷惑がられます。それについては、通常は環境保全が問題になり、議論は集約されます。

廃棄物の場合、廃棄物処理法に基づき、環境影響の防止も含めて施設整備などを行うことになっています。環境影響評価法という法律がありますが、それと直接ドッキングする訳ではありません。しかし、理念は同じです。

ところで、環境影響評価法は改正されて、戦略的アセスメントの理念、考え方が導入されました。環境影響評価を行い、事業の構想段階から市民の意見を聞いて、それを反映させながら、出来るだけ円滑に造っていくという、そういう趣旨になります。戦略的アセスメントという名称にはなりませんでしたが、精神はそういうことで、法律が改正され、それを受けて京都府条例も変わりました。

従って、環境影響評価については、戦略的アセスメントの精神をどう生かしていくか。それを頭に置いて進めていただきたいと思います。

副会長B：審議会の意見として、こうして欲しいと出す。その後、市の方でどのように進めて行けば良いかを考えられるのではないかと。審議会の意見としては、こうして欲しいとい

う事で市長に答申する。

会 長：問題提起をしている訳ではありません。ただ、枚方市と一緒にやるという基本構想を考えて行く上では、枚方市の考え方を踏まえられれば良いのだがということです。

端的に言うと、枚方も同様の事をしているはずですが。本来、両方を合わせて議論できれば良いのでしょうか。こういうのを、枚方市も出していましたね。

事務局：はい。会長が言われたとおり、枚方市も廃棄物減量等推進審議会という組織を持っているので、基本構想を策定する中で、処理方式というか、処理体制の1つとして広域についても審議されています。これは京田辺市と同じスタンスです。京田辺市も、広域ありきで検討した訳ではありませんので、施設整備は、本市単独と以前から言っていました。その中で、体制の1つとして広域がある訳です。双方で検討して、可能性があるということで「今後、協議しましょう」という形になっていますので、双方が別々に審議してきたという経過になります。ですから、審議途中であり、審議会の中でしか審議していません。公表の出来るものではないというのが双方の考え方で、公表はしていませんでした。

ただ、枚方市民のごみと京田辺市民のごみで違いはありません。ごみ処理広域化というのは、可燃ごみ・燃やすごみだけを対象にして審議をしてもらっています。燃やすごみを対象にしていますが、燃やすごみの中身がどう違うかと言えば「枚方市と京田辺市の分別区分はこう違います」と審議会でご説明させていただきました。

一人当たりの原単位とか、そういったものは多少違います。ただ、課題もあるということで5つの課題を示しております。こういった課題は今後も引き続いて枚方市と協議を進めていって、市民の皆さんに意見を聞いた上で判断するということになると思います。

委員 C：一番ネックになるのは、プラスチック製容器包装類の分別を京田辺市はやっていないことです。私達、主婦からすると大変な量になりますが、1週間に1回とか、1ヶ月に1回とか、どれくらいの構想を持っておられますか。

事務局：方向性としては、週1回の頻度でやりたいという事です。審議会でも、なぜ1回かという議論をしました。確かに、枚方市とごみ分別区分は違いますが、最初から広域化ということで分別区分の議論を始めた訳ではありません。あくまでも京田辺市が施設を建て替えるにあたって、将来ごみ量はどうなるのか、ごみ質はどうなるのか、ということを確認した上で施設整備を進めないといけません。そういったことを踏まえると、まず分別区分はこのままで良いのか、それとも新たに分別区分を設けるのか、そういったことを踏まえて、燃やすごみ量を推計する必要がありますので、今回審議をしていただきました。

その中で、平成27年1月から城南衛生管理組合の3市3町はプラスチックの分別回収を始められます。京都府下でやっていないのは、京田辺市と綾部市だけです。そういった

ことから、取り組むのが遅かったというのが現実です。(※ 綾部市は、固形燃料化施設であることから、純粋に焼却処理しているのは京田辺市のみ)

第7期委員会の時に「その他プラ容器ごみは、当面の間燃やして、建替時・更新時に検討を行う」という審議結果になったので、現在は焼却しています。ただ、今回建て替えという転換期を迎える訳ですから、そういった事をもう一度議論して、循環型社会形成推進をする上で資源の無駄遣いのないように、また、CO²削減やごみ減量等、色々なことから、その他プラ容器は資源化しましょうという事です。確かに、それに相応する費用はかかりますが、それによって市民の意識が変わってごみが減れば良いという事から、今回、その他プラ容器の分別収集について審議していただきました。

副会長 B：地域の人達に、どのように説明して納得してもらおうかです。これに関してはどれだけの分量、何tで、燃やすことによって、どれだけ環境保全に影響があるのかということです。

事務局：この基本構想の中ではなく、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中に、CO²発生量というのを示しています。

副会長 B：それを少なくするようにやっているのだから。現在の焼却炉では、どれだけCO²が減るのか。その辺の話を皆さんに分かってもらうように出来たら良いと思いました。CO²は少なくならないのですか。

事務局：例えば、紙を燃やしても、木が育つ段階でCO²を吸収するので、カーボンゼロ（カーボンニュートラル）と言われています。紙ごみ、生ごみを燃やしても、CO²は出ないと言う計算になります。ただ、石油系ごみ・プラスチックについては、CO²が発生するという計算になるので、プラスチックを取り除くとCO²発生量は減ります。

副会長 B：環境保全には問題が無いということを知ってもらうために、もっとアピールしていかないといけないと思います。

委員 D：数値は表示されていますが、私達のような素人からすると、これは安全かどうかの判断が分からない。その辺は、最後に何か書いてあれば良い。市民が心配しているのは広域化を進めていって、健康面は大丈夫か、環境面を含めて。

事務局：そうですね。そういった事も十分配慮して、市民に分かる様な形にして説明をしていくというのが、これから必要になってきます。

委員 D：あちこちで説明会を開くようになれば、質問が飛ぶと思います。数値はこれで良いと思いますが、ものさしが必要です。

会長：環境保全については、事業の実施計画が出来た段階で、その実施計画について、今回の場合は広域化計画について、どこに、一日何トンのどんな廃棄物組成のものをどのように処理するのか、という具体的なものを踏まえた実施計画、それに基づいた環境影響評価を行います。これは、大気、水、騒音、振動、土壌、植物動物、生態系、景観など全般にわたり、専門家の意見を聞くというか、一種の審査的な評価をしてもらって、意見を付けて、改善するところは改善してもらう。環境影響評価法が変わって、先程申しましたように、環境アセスメントの考え方が少し前進しました。戦略的に、すなわち広い見地に立って総合的に考えて進めていくということ。これはまた、実施計画が固まる前に、住民意見を反映させていく事にもつながります。「知らなかった」「そんな話聞いていなかった」ということにならないように、情報公開を行いつつ、正しくない情報で誤解に基づく事の無いように、出来るだけ意見を聞いていく、ここに新しさと難しさがあるのです。そういった事も頭に置いて、慎重に住民の方の理解を得られるように、説明をしていただきたいと思います。

副会長 B：いくつかの焼却炉を見ると、街の真ん中にあったり、そんなに民家から離れていなかったりしませんか。

会長：京都市などでは、比較的住居地域に接近しています。今は廃止になりましたが、京都市の東部クリーンセンターは住宅地の中にありました。

副会長 A：この答申を受けて行政は単独でいくのか、広域でいくのかを具体的に話をするという段階になる。当然、市民の皆さんにもオープンにされる。枚方市との関係の中で、場所をどこにするのかなど、具体的な議論が始まる訳で、まとまった部分は市民の皆さんにオープンにされていくと思います。

一番大事なことは、2つの街がやるので、自分のところの利益ばかり見ていては絶対にまともにならないので、無理になってしまう。その辺りを是非配慮していただきたい。

もう1つは、広域に対する議論は色々あると思いますが、工場をどこに建てるのかという話が先行してしまって、広域化のメリットや意義等がなかなか理解されないのではという事です。ばいじんや塩化水素、窒素酸化物、ダイオキシン等、どんな形になるのか、その辺りを丁寧に説明していかないといけない。感情論になってしまうと、暗礁に乗り上げてしまうと思います。丁寧に、分かり易い説明をしていただきたいと思います。

あと、プラスチック製容器包装類を燃やさなければ、ダイオキシン等の排ガスが出ないという話があります。分別しているところでも、リサイクルや再利用しているところはご

く僅かで、回り回って、結果的に燃料に使っているのが大部分という話もあります。その中で最善な方法になるように努力して欲しいと思います。

委員 C：プラスチック製容器包装類の分別について、市民の皆さんに努力をお願いする事は、進めていく必要がありますが、事業者の方にも努力をしていただき、元を絶つことも大事だと思います。例えば、きゅうりを包むのに、不要なプラスチック容器で包むことをごく普通にやられています。そういった事は、地球も汚しますし、事業者にとっても何の得にもなりません。日本人は、丁寧にすれば良い、サービスをすれば良いという考えにとらわれがちです。そういったところをどんどん減らしていくことが、循環型の日本を形成していく上でも大事です。

副会長 A：仮に広域になった場合、枚方市とも協議されると思いますが、ごみ減量の市民の努力や分担が報われる部分が必要です。基本部分と利用割合部分があると思いますが、全面的に利用割合だけにはならないと思います。例えば、生ごみはそう簡単には減らせない。20年30年の過程の中で、古紙や生ごみも出来るだけ市民の皆さんに減らす努力をしてもらうように。その結果、分担金が下がってくるというインセンティブ、跳ね返りです。そういった仕組の中では是非考慮しながら、やっていただきたいと思います。

【案件. 2 答申の手交式】

《 答申の手交式 》 ……会長から石井市長に対して、答申が手交されました。

事務局：ありがとうございました。これもちまして本日の審議会の方を閉会とさせていただきます。

【閉 会】

以上